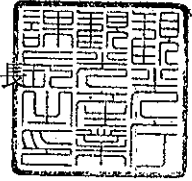


観産第126号

平成20年12月15日

社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



包括旅行チャーターの取扱いについて

包括旅行チャーターについては、平成11年4月2日付け空国第55号・空事159号により取り扱われているところですが、今般、平成20年12月11日付け国空国第2264号・国空事第787号により一部改正が行われ、別紙のとおりとなりましたので、貴協会会員に対し、周知方よろしく申し上げます。

平成11年国空第55号・空事第159号（制定）
平成14年国空第9号・国空事第9号（改正）
平成18年国空第2975号・国空事第609号（改正）
平成19年国空第482号・国空事第86号（改正）
平成19年国空第1204号・国空事第281号（改正）
平成20年国空第2264号・国空事第787号（改正）

外国航空運送事業者
本邦航空運送事業者 殿

国土交通省航空局長

包括旅行チャーターの取扱いについて

国際旅客を対象とし、地上部分におけるツアー等とチャーター便による航空運送を組み合わせた包括旅行チャーター（以下「ITC」という。）については、従来昭和60年6月1日付け空国第159号及び同日付け空事第179号により取り扱ってきたところであるが、その実績を踏まえ、利用者利便の確保等の観点から、今後外国航空企業及び本邦航空企業の行う日本始発のITCについては下記により取り扱うこととするので通知する。なお、外国始発のITCについても、原則として下記に準じて取り扱うこととするが、相互主義の原則に照らして適切な場合には、ケース・バイ・ケースの判断によることとする。

記

1. ITCの実施要件

ITCは、以下の要件に適合していること。

- (1) 用機者は、航空機のチャーターと地上施設（宿泊施設、運輸機関等）の手配を行って、本邦を出発し、本邦へ戻る包括旅行として販売すること。宿泊施設については全日程の半分以上の日程の手配を含んでいること。

（注）本邦から本邦外への運航と本邦外から本邦への運航を異なる運航者が行うことも可能であり、また、いずれか一方のみチャーターを利用することも可能である。

- (2) チャーター便を運航する航空企業は、原則として、発地国の航空企業、着地国の航空企業及び第三国の航空企業のいずれであってもよい。ただし、第三国の航空企業による運航は、相互主義の観点から、当該第三国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航が認められないことが明確であ

る場合には、認められない。

(注1) 航空局は、第三国の航空企業を利用したチャーター便について、航空法第130条の2の規定に基づく有償運送の許可の申請を受けたときは、相互主義の観点から許可を行うことに問題がないかどうかを確認するため、本邦航空企業に対して、次の点について事実関係の確認を行うものとする。

①過去に、本邦航空企業による同様のチャーター便の運航について、当該第三国の航空当局が申請を認めなかったため実施できなかった事例の有無

②現在、本邦航空企業による同様のチャーター便の運航について、当該第三国の航空当局に申請中であるが判断が保留されている事案の有無

③上記①及び②のほか、当該第三国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航が認められないことが明確であると判断するに足る根拠がある場合には、その内容

また、その結果、相互主義の観点から、本邦航空企業による同様のチャーター便の運航を確保するため必要があると認められたときは、申請者に対して個別に、当該第三国の航空当局が発出する相互主義を保証する旨の証明書類の提出を求めるものとする。

(注2) 旅客が宿泊する国は、チャーター便の着地国に制限されるものではない。

(注3) 第三国の航空企業を利用したチャーター便について、航空法第130条の2の規定に基づく有償運送の許可を申請しようとする者は、本邦航空企業に対して事前に協議する必要はない。

(3) チャーター便は、大阪国際空港（伊丹）及び神戸空港以外の空港の発着で運航されること。

(4) 東京国際空港（羽田空港）におけるチャーター便の扱いについては、「東京国際空港における深夜早朝の有効活用方策について」（平成13年国空総第2001号）及び「東京国際空港（羽田空港）における6時台から22時台までの国際旅客チャーター便の運航について」（平成15年10月28日国空第2488号・国空事第390号）に定めるとおり。

(5) チャーター便が運航される路線に係る相手国（第三国の航空企業による運航が行われる場合には、相手国及び当該第三国）との関係で問題がないこと。

特に、我が国と申請者の属する国等において政府間、航空当局間等で合意したチャーター便に関する取決め等がある場合には、これに照らして妥当なものであること。

(6) 空港運用に大きな影響を与えるものでないこと。

(7) 用機者が自己の名において包括旅行を販売すること。

- (8) ITCの運賃が別に定める運賃基準に適合していること。
- (9) 本邦内の地点を包括旅行の出発地とするチャーター便の用機者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第一種旅行業者としての登録を受けた者であること。
- (10) 貸切契約及び運送約款の内容が公衆の正当な利益を害するおそれがある等不適切なものでないこと。
- (11) 包括旅行の催行に伴う用機者の旅行者に対する債務に関し十分な保証措置がとられていること。
- (12) 用機者が募集に用いる書面には用機者名、運航者名及び販売価格並びに当該包括旅行がITCによるものであることが明記されていること。

2. 航空企業による座席のみの直接販売

ITCについて、各チャーター便の座席数の半数未満の範囲内において、地上施設（宿泊施設、運輸機関等）の手配のない旅客運送の販売を直接航空企業が行うことを認める。

- (注1) アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化に合意した国については、自由化された我が国と相手国の間の路線において、双方の航空企業がチャーター便を運航する際に、上記の座席のみの直接販売を行う座席数の割合に上限を設けない。
- (注2) アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化に合意していない国については、既存の航空当局間合意に基づき、国際定期便の乗入地点として指定された地点間において運航されるチャーター便に限り、上記の座席のみの直接販売を認める。
- (注3) 第三国の航空企業を利用したチャーター便については、次に掲げる要件のすべてに該当するものに限り、上記の座席のみの直接販売を認める。

① アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化に合意した国の航空企業が運航するものであること。

② 当該航空企業が定期便を運航することが可能な中間地点又は以遠地点と日本国内地点の区間で運航されるものであること。

③ 当該第三国の航空企業が上記の区間で既に運航している定期便に加えて運航可能な便数の範囲内で運航されるものであること。

なお、羽田空港発着の第三国の航空企業を利用したチャーター便については、上記の座席のみの直接販売は認められない。

- (注4) 座席のみの直接販売を行おうとする航空企業は、その場合の一座席当たりの運賃の額について、本邦航空企業にあつては、航空法第105条第3項の規定に基づく運賃の認可を受ける必要があり、外国航空企業にあつては、航空法第130条の2の規定に基づく有償運送の許可

を受ける際に併せて審査を受ける必要がある。

(注5) 航空企業が、上記の座席数の割合の範囲内において座席のみの直接販売を行う際に、これを旅行者がその旅行業務において取り扱うことも可能である。この場合においても、当該旅行者を通じた旅客に対する航空券の販売は、上記(注4)により認可等を受けた額の運賃により行われなければならない。

(注6) 上記に基づき座席のみの直接販売が行われるチャーター便については、制度の適正な運用を確保する観点から、随時、航空企業に対して事後的に販売実績の報告を求めること等により、座席のみの直接販売を行う座席数の割合の上限が遵守されるよう徹底するものとする。

3. 書面の提出

航空法第130条の2の許可に係る申請を行う際には別に定める必要書面を提出すること。

4. 留意事項

各空港ごとに混雑状況、C I Q業務の提供体制等が異なっており、これに伴い空港使用許可の方法も必ずしも同一でないので、各空港毎の手続きに従うこと。また、空港使用の許可を得られる見通しもないまま、包括旅行の販売を行い、このため旅客に迷惑をかけることのないようにすること。

5. 附則

昭和60年6月1日付け空国第159号「外国企業の行う包括旅行チャーターの取扱いについて」及び同日付け空事第179号「本邦企業の行う包括旅行チャーターの取扱いについて」は廃止する。

○ 包括旅行チャーターの取扱いについて (平成11年空国第55号・空事第159号)

改正後	現 行
<p><u>平成11年空国第55号・空事第159号 (制定)</u> <u>平成14年国空国第9号・国空事第9号 (改正)</u> <u>平成18年国空国第2975号・国空事第609号 (改正)</u> <u>平成19年国空国第482号・国空事第86号 (改正)</u> <u>平成19年国空国第1204号・国空事第281号 (改正)</u> <u>平成20年国空国第2264号・国空事第787号 (改正)</u></p>	<p>平成11年空国第55号・空事第159号 (制定) 平成14年国空国第9号・国空事第9号 (改正) 平成18年国空国第2975号・国空事第609号 (改正) 平成19年国空国第482号・国空事第86号 (改正) 平成19年国空国第1204号・国空事第281号 (改正)</p>
<p>外国航空運送事業者 本邦航空運送事業者 殿</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局長</p> <p style="text-align: center;">包括旅行チャーターの取扱いについて</p> <p>(同右)</p>	<p>外国航空運送事業者 本邦航空運送事業者 殿</p> <p style="text-align: right;">運輸省航空局長 岩村 敬</p> <p style="text-align: center;">包括旅行チャーターの取扱いについて</p> <p>国際旅客を対象とし、地上部分におけるツアー等とチャーター便による航空運送を組み合わせた包括旅行チャーター（以下「ITC」という。）については、従来昭和60年6月1日付け空国第159号及び同日付け空事第179号により取り扱ってきたところであるが、その実績を踏まえ、利用者利便の確保等の観点から、今後外国航空企業及び本邦航空企業の行う日本始発のITCについては下記により取り扱うこととするので通知する。なお、外国始発のITCについても、原則として下記に準じて取り扱うこととするが、相互主義の原則に照らして適切な場合には、ケース・バイ・ケースの判断によることとする。</p>

(参考)

記

1. ITCの実施要件

ITCは、以下の要件に適合していること。

(1) (同右)

(2) チャーター便を運航する航空企業は、原則として、発地国の航空企業、着地国の航空企業及び第三国の航空企業のいずれであってもよい。ただし、第三国の航空企業による運航は、相互主義の観点から、当該第三国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航が認められないことが明確である場合には、認められない。

(注1) 航空局は、第三国の航空企業を利用したチャーター便について、航空法第130条の2の規定に基づく有償運送の許可の申請を受けたときは、相互主義の観点から許可を行うことに問題がないかどうかを確認するため、本邦航空企業に対して、次の点について事実関係の確認を行うものとする。

① 過去に、本邦航空企業による同様のチャータ

記

1. ITCの実施要件

ITCは、以下の要件に適合していること。

(1) 用機者は、航空機のチャーターと地上施設（宿泊施設、運輸機関等）の手配を行って、本邦を出発し、本邦へ戻る包括旅行として販売すること。宿泊施設については全日程の半分以上の日程の手配を含んでいること。

(注) 本邦から本邦外への運航と本邦外から本邦への運航を異なる運航者が行うことも可能であり、また、いずれか一方のみチャーターを利用することも可能である。

(2) チャーター便は、発着地国の航空企業により運航されること。ただし、これらの航空企業が対応できない場合であって、相互主義の観点から、第三国において本邦航空会社による同様のチャーター便の運航が認められるときは、当該第三国の航空企業による運航が認められる。

一便の運航について、当該第三国の航空当局が申請を認めなかったため実施できなかった事例の有無

② 現在、本邦航空企業による同様のチャーター便の運航について、当該第三国の航空当局に申請中であるが判断が保留されている事案の有無

③ 上記①及び②のほか、当該第三国において本邦航空企業による同様のチャーター便の運航が認められないことが明確であると判断するに足る根拠がある場合には、その内容

また、その結果、相互主義の観点から、本邦航空企業による同様のチャーター便の運航を確保するため必要があると認められたときは、申請者に対して個別に、当該第三国の航空当局が発出する相互主義を保証する旨の証明書類の提出を求めるものとする。

(注2) 旅客が宿泊する国は、チャーター便の着地国に制限されるものではない。

(注3) 第三国の航空企業を利用したチャーター便について、航空法第130条の2の規定に基づく有償運送の許可を申請しようとする者は、本邦航空企業に対して事前に協議する必要はない。

(3) (同右)

(削除)

(注) 旅客が宿泊する国は、チャーター便の着地国に制限されるものではない。

(3) チャーター便は、大阪国際空港（伊丹）及び神戸空港以外の空港の発着で運航されること。

(4) 成田国際空港発着のチャーター便については、定期便が就航していない路線において運航されること。

<u>(4)</u>	(同右)	<p><u>(5)</u> 東京国際空港（羽田空港）におけるチャーター便の扱いについては、「東京国際空港における深夜早朝の有効活用方策について」（平成13年国空総第2001号）及び「東京国際空港（羽田空港）における6時台から22時台までの国際旅客チャーター便の運航について」（平成15年10月28日国空国第2488号・国空事第390号）に定めるとおり。</p>
<u>(5)</u>	(同右)	<p><u>(6)</u> チャーター便が運航される路線に係る相手国（第三国の航空企業による運航が行われる場合には、相手国及び当該第三国）との関係で問題がないこと。</p> <p>特に、我が国と申請者の属する国等において政府間、航空当局間等で合意したチャーター便に関する取決め等がある場合には、これに照らして妥当なものであること。</p>
<u>(6)</u>	(同右)	<p><u>(7)</u> 空港運用に大きな影響を与えるものでないこと。</p>
<u>(7)</u>	(同右)	<p><u>(8)</u> 用機者が自己の名において包括旅行を販売すること。</p>
<u>(8)</u>	(同右)	<p><u>(9)</u> ITCの運賃が別に定める運賃基準に適合していること。</p>
<u>(9)</u>	(同右)	<p><u>(10)</u> 本邦内の地点を包括旅行の出発地とするチャーター便の用機者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第一種旅行者としての登録を受けた者であること。</p>
<u>(10)</u>	(同右)	<p><u>(11)</u> 貸切契約及び運送約款の内容が公衆の正当な利益を害するおそれがある等不適切なものでないこと。</p>
<u>(11)</u>	(同右)	<p><u>(12)</u> 包括旅行の催行に伴う用機者の旅行者に対する債務に関し十分な保証措置がとられていること。</p>
<u>(12)</u>	(同右)	<p><u>(13)</u> 用機者が募集に用いる書面には用機者名、運航者名及び販売価格並びに当該包括旅行がITCによるものであることが明記されていること。</p>

2. 航空企業による座席のみの直接販売

I T Cについて、各チャーター便の座席数の半数未満の範囲内において、地上施設（宿泊施設、運輸機関等）の手配のない旅客運送の販売を直接航空企業が行うことを認める。

(注1) アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化に合意した国については、自由化された我が国と相手国の間の路線において、双方の航空企業がチャーター便を運航する際に、上記の座席のみの直接販売を行う座席数の割合に上限を設けない。

(注2) アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化に合意していない国については、既存の航空当局間合意に基づき、国際定期便の乗入地点として指定された地点間において運航されるチャーター便に限り、上記の座席のみの直接販売を認める。

(注3) 第三国の航空企業を利用したチャーター便については、次に掲げる要件のすべてに該当するものに限り、上記の座席のみの直接販売を認める。

- ① アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化に合意した国の航空企業が運航するものであること。
- ② 当該航空企業が定期便を運航することが可能な中間地点又は以遠地点と日本国内地点の区間で運航されるものであること。
- ③ 当該第三国の航空企業が上記の区間で既に運航している定期便に加えて運航可能な便数の範囲内で運航されるものであること。

なお、羽田空港発着の第三国の航空企業を利用したチャーター便については、上記の座席のみの直接販売は認められない。

(注4) 座席のみの直接販売を行おうとする航空企業は、その場合の一座席当たりの運賃の額について、本邦航空企業にあっては、航空法第105条第3項の規定に基づく運賃の認可を受ける必要があり、外国航空企業にあっては、航空法第130条の2の規定に基づく有償運送の許可を受ける際に併せて審査を受ける必要がある。

(注5) 航空企業が、上記の座席数の割合の範囲内において座席のみの直接販売を行う際に、これを旅行業者がその旅行業務において取り扱うことも可能である。この場合においても、当該旅行業者を通じた旅客に対する航空券の販売は、上記(注4)により認可等を受けた額の運賃により行われなければならない。

(注6) 上記に基づき座席のみの直接販売が行われるチャーター便については、制度の適正な運用を確保する観点から、随時、航空企業に対して事後的に販売実績の報告を求めること等により、座席のみの直接販売を行う座席数の割合の上限が遵守されるよう徹底するものとする。

3. 書面の提出
(同右)

4. 留意事項
(同右)

5. 附則
(同右)

2. 書面の提出

航空法第130条の2の許可に係る申請を行う際には別に定める必要書面を提出すること。

3. 留意事項

各空港ごとに混雑状況、C I Q業務の提供体制等が異なっており、これに伴い空港使用許可の方法も必ずしも同一でないので、各空港毎の手続きに従うこと。また、空港使用の許可を得られる見通しもないまま、包括旅行の販売を行い、このため旅客に迷惑をかけることのないようにすること。

4. 附則

昭和60年6月1日付け空国第159号「外国企業の行う包括旅行チャーターの取扱いについて」及び同日付け空事第179号「本邦企業の行う包括旅行チャーターの取扱いについて」は廃止する。